

公 告

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務を委託するに当たり、公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和7年4月24日

四万十市長 中 平 正 宏

1 プロポーザルの名称及び方式等

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式

2 業務概要

(1) 業務の名称

四万十市事前復興まちづくり計画策定業務

(2) 目的

本市では、切迫する南海トラフ地震等の自然災害により、特に沿岸地域において津波による甚大な被害が想定されている。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、津波の影響に加え、軟弱地の液状化や家屋の倒壊が発生したほか、山間地でも道路の寸断により多くの集落が孤立することとなった。さらに、復旧・復興最中に襲った9月の豪雨災害により被災地は一層厳しい状況に直面している。

このような過去の自然災害では、復興計画の策定や住民との合意形成など、それらの調整等に多大な時間を要したことで復興が遅れ、まちの再建には多くの課題が浮き彫りとなった。

南海トラフ地震は、被害が広範囲に及ぶことが想定されており、国等からの十分な支援が期待できないなど、過去の大規模災害よりも復興への道のりが陰しくなる恐れもあることから、防災・減災対策と並行し、多様な災害リスクを考慮したうえで、被災後の復興まちづくりに向けて事前の準備を進めていくことが重要となっている。

このことから、東日本大震災をはじめとする自然災害を教訓として、令和4年3月に策定された「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」に基づき、被災後の復興を少しでも短縮するため、地域住民との協働により事前に復興後のまちづくりを検討し、住民が希望を持って住み続けることができる持続的な発展を可能にする「四万十市事前復興まちづくり計画」を策定するもの。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務場所

四万十市全域（主に津波浸水想定区域）

(5) 業務期間

契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで

(6) 委託者

四万十市

(7) 提案上限額

46,959,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(8) 企画提案の評価テーマ

【評価テーマ 1】

本市の人口分布や歴史、文化などの地域特性や市街地や集落の立地状況などを考慮し、多様な災害リスクを踏まえた「独創性のある」事前復興まちづくり計画の必要性と方向性について

【評価テーマ 2】

地域住民との協働により、復興後のまちづくりを検討するため、住民意見の集約や合意形成等の手法やアイデアについて

【評価テーマ 3】

提案者が受注することによる本市へのメリットやアピールポイント、本市が抱える課題をプラスに変えるなどのアイデアや追加提案等について

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 令和 6・7 年度指名競争入札参加資格者名簿（市内業者）及び令和 6・7 年度指名競争入札参加資格者名簿（市外業者）の登録業者のうち、「土木関係建設コンサルタント（都市計画・地方計画）」に登録されている者。
- (3) 本件公告時に、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）または支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 見積額が上記提案上限額を超えない者。
- (7) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。
- (8) 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※ 1）または類似業務（※ 2）を元請として受注した実績を有する者であること。

(※1) 同種業務

自治体での復興又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務。

(※2) 類似業務

総合計画や地域防災計画、立地適正化計画など、自治体での各種計画の策定に関する業務等で、単に計画の更新等に係る業務は含まない。

- (9) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の配置条件については、実施要領のとおりとする。

4 公募資料等の交付

(1) 交付期間

公告の日から令和7年5月9日（金）まで

(2) 交付方法

四万十市公式ホームページにおいてダウンロード配布する。

5 参加意向

本プロポーザルに参加する場合は、必ず以下の書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）
(2) 受付 閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
(3) 提出場所 下記11へ
(4) 提出方法 持参とする
(5) 参加表明時の提出書類

書類	様式	部数
参加表明書	様式1	1部
提案者情報書	様式2	15部
業務実績書（テクリスの業務カルテまたは契約書の写し、若しくは履行証明書（任意様式）を添付）	様式3	
業務実施体制図	様式4	
予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者） ※資格証明書の写しを添付	様式5 様式6 様式7	

6 質問受付及び回答

公募に関する質問については、様式13に必要事項を記入のうえ、下記11の電子メールアドレスへワードファイルで送信し提出すること。

(1) 受付期間

公告日から令和7年4月30日（水）午後5時まで

(2) 回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、四万十市公式ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

7 企画提案書類の受付

プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、市から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者は、別紙実施要領に基づき提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月27日（火）午後5時
- (2) 受付時間 閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所 下記11へ
- (4) 提出方法 持参とする
- (5) 提出書類

書類		様式	部数
企画提案書	表紙	様式8（原本は1部で可）	15部
	実施方針	様式9	
	実施手順	任意書式	
	業務工程表	任意書式	
	評価テーマ1～3	様式10、様式11、様式12	
見積書（提案上限額（消費税等込み）以内の見積金額を記載のこと）		任意様式	1部
見積内訳書（項目、数量、単価等がわかるように記載のこと）		任意様式	

8 選考方法

- (1) 参加資格審査（書類審査）

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

- (2) ヒアリング（プレゼンテーション）

企画提案書に基づき、四万十市事前復興まちづくり計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会の委員がヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、実施要領に定める評価基準に従い採点する。評価合計点の最も高い提案者を契約候補者として、次に評価合計点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、評価合計点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。

9 選考結果の通知

- (1) 参加資格審査（書類審査）

参加資格審査終了後は、速やかに参加表明者全員に審査結果を通知する。また、企画提案資格を有する者にはプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

- (2) ヒアリング（プレゼンテーション）

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、四万十市公式ホームページにおいて公表するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は四万十市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づき、公開等を実施する場合がある。
- (3) 必要により、提出された書類等の内容について関係機関に照会する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。
- (5) 詳細については、四万十市事前復興まちづくり計画策定業務公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。

11 担当部署

- (1) 住 所 〒787 - 8501 高知県四万十市中村大橋通 4-10
- (2) 担 当 課 四万十市地震防災課（地震防災係）
- (3) 電話番号 0880-35-2044（直通）
- (4) F A X 0880-34-1148
- (5) 電子メール bousai@city.shimanto.lg.jp